

## 問題【社会】

次の問いに答えましょう。

- (1)大日本帝国憲法が公布された年は
- (2)大日本帝国憲法の主権者は
- (3)大日本帝国憲法は(2)によって定められたことで、何憲法と呼ばれますか
- (4)日本国憲法が公布された年月日は
- (5)この日は現在、何の祝日ですか
- (6)日本国憲法の施行された年月日は
- (7)この日は現在、何の祝日ですか
- (8)日本国憲法の三つの基本原理とは
- (9)日本国憲法での天皇は「国民の〇〇」である。〇〇とは
- (10)非核三原則とは

## 豆知識 雑学コラム

### 「祝日」言えるかな

さて、今年はテレビやネットでも「天皇」という言葉が盛んに見られましたね。実は今から130年ほど前は、日本の政治の中心は天皇でした。「大日本帝国憲法」は、天皇が定めた憲法として「欽定憲法」と呼ばれます。それに対して今の「日本国憲法」は人民によって制定されたため「民定憲法」とも呼ばれます。

「憲法」というのはその国の基本ルールで、日本国憲法は三つの基本原則を持っています。「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」の三つです。

例えば、国会が「松吉いじめちゃんぞ法」という法律を作ったとしましょう（実際にはいじめないでね!）。でも、この法律は無効にできるんです。なぜなら、この「いじめちゃんぞ法」は憲法の「基本的人権の尊重」に反しているからです。したがって無効になるんですね。このように、憲法は私たちの生活を守ってくれています。

そんな憲法ですから、公布された日と施行された日は国民の祝日になっています。公布の11月3日は「文化の日」として、施行の5月3日は「憲法記念日」ですね。だれですか？ 祝日はうれしいけど、名前なんか覚えていないなんて人は、学校のテストでも聞かれますよ。

現在の憲法では天皇は国民の「象徴」です。象徴とは赤いハートマークが愛情を表すように、抽象的なものを具体的に表すものです。

ところで、今の天皇が住んでいるところを「皇居」と言います。これ、実は江戸城跡なのです。皇居の周りには江戸城のころの堀があります。皇居をぐるっと一周するのがマラソンのおすすめルートの一つになっていたりしますね。

## 【解答】

- (1)1889年 (2)天皇 (3)欽定憲法 (4)1946年11月3日 (5)文化の日 (6)1947年5月3日 (7)憲法記念日 (8)国民主権、平和主義、基本的人権の尊重 (9)象徴 (10)核兵器をもたず、つぐらさず、もちこませす